

【緊急！】消費者トラブル注意報 第112号**広告で表示された海外サイトとの契約トラブルにご注意ください！**

サイトを閲覧中に表示された広告を、広告だと気づかずにクリックしたことをきっかけに、意図せず海外有料サイトに登録してしまったという相談が寄せられています。

意図するサイトから別サイトにジャンプしていないか確認が必要です。

□相談事例**【事例1】**

新幹線の予約のため、予約サイト上で名前、メールアドレス、クレジットカード情報等を入力したところ、無関係の海外の有料サイトに登録されたというページが表示された。気づかないうちに別のサイトに移っていたようだ。

【事例2】

国内の有料配信サービスに加入するため、インターネットで検索し、出てきたサイト上で個人情報を入力したところ、無関係の海外の有料サイトに登録されたというメールが届いた。

■消費者へのアドバイス

- サイト上の広告には、一見広告だとわからないような紛らわしいものもあります。サイト上のボタンをクリック後、画面が切り替わった際に、URLが別のものになっていないか確認しましょう。
- サイト上のバナー広告には「スポンサー広告」という趣旨の表示があります。このような表示がないか注意を払いましょう。
- クレジットカード番号などの重要な個人情報を入力する際は、利用規約を必ず確認しましょう。利用規約が見つからない、外国語で理解できない場合は個人情報を入力しないようにしましょう。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 中山・山本

電話：096-333-2308 内線：35841・35848